

平成23年12月7日

東港口（中央第1防波堤と中央第2防波堤間の水域）の土砂埋戻し  
工事に伴う航行制限等について

東港口の土砂埋戻し工事のため、下記のとおり、八戸港長公示第8号により  
船舶の航行等が制限されますのでお知らせします。

なお、制限の内容に変更が生じる場合は、その都度、内容をお知らせします。

## 記

### 1 期 間

平成23年12月12日から平成24年3月頃まで（終日）

### 2 区 域（別添図参照）

- （1） 東港口
- （2） 海底排砂管敷設区域

### 3 制限事項

- （1） 原則として、全長100mを超える船舶は航行を行ってはならない。
- （2） 投錨を禁止する。

### 4 標 識

- （1） 上記2（1）の区域の境界には、灯浮標（塗色黄色、単閃黄光、毎4秒1閃光）が設置される。
- （2） 上記2（2）の区域の境界には、灯浮標（塗色黄色、単閃黄光、毎4秒1閃光）が設置され、さらに、海底排砂管の真上に赤旗が設置される。

<工事に関する問い合わせ先>

八戸港湾・空港整備事務所

電話 0178（43）8135

航行制限区域		
ア	40-33-06.1N	141-32-53.3E
イ	40-33-06.1N	141-32-57.5E
ウ	40-32-49.9N	141-32-57.4E
エ	40-32-49.9N	141-32-53.1E

区域(斜線部)

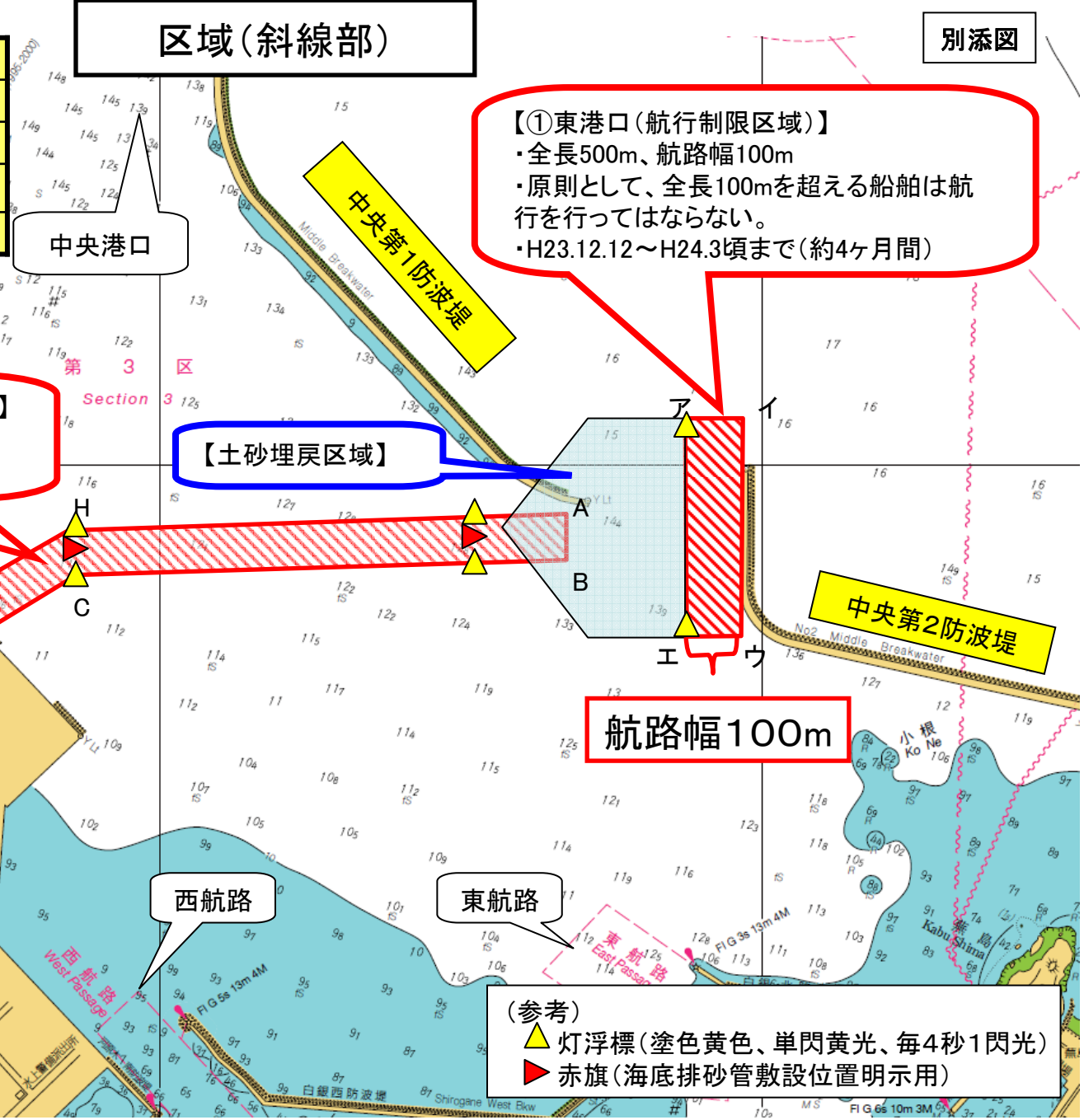
別添図

【①東港口(航行制限区域)】  
 ・全長500m、航路幅100m  
 ・原則として、全長100mを超える船舶は航行を行ってはならない。  
 ・H23.12.12～H24.3頃まで(約4ヶ月間)

【②海底排砂管敷設区域(投錨禁止区域)】  
 ・全長1,540m、幅100m  
 ・H23.12.12～H24.3頃まで(約4ヶ月間)

【土砂埋戻区域】

投錨禁止区域		
A	40-32-56.8N	141-32-40.5E
B	40-32-53.6N	141-32-40.7E
C	40-32-52.5N	141-31-55.5E
D	40-32-47.4N	141-31-45.3E
E	40-32-45.7N	141-31-38.0E
F	40-32-48.8N	141-31-36.8E
G	40-32-50.3N	141-31-43.4E
H	40-32-55.7N	141-31-54.2E



航路幅100m

(参考)  
 ▲ 灯浮標(塗色黄色、単閃黄光、毎4秒1閃光)  
 ▶ 赤旗(海底排砂管敷設位置明示用)